

令和7年6月16日

輪島市商店連盟協同組合の商品券に関する 還付手続について (お知らせ)

金沢地方法務局供託課

輪島市商店連盟協同組合発行の商品券の還付手続に係る配当証明書が、北陸財務局から債権者の皆様宛て6月中旬に郵送されました。

これにより、債権者の皆様は、還付金の払渡請求が可能となりますが、払渡請求に当たっては、同封の記載例を御確認いただきますようお願いいたします。

供託金払渡請求書につきましては、混雑緩和のため、**郵送での請求書提出**をお願いいたします。

また、配当金（還付金）については、請求書受付後、審査の上、請求書に記入いただいた口座へ振り込みます。

なお、法務局では、配当金（還付金）について、現金でのお支払はできません。御不明な点がございましたら、金沢地方法務局輪島支局宛てお問合せください。

輪島市商店連盟協同組合還付金払渡請求に関するQ&A

〈お問合せ先〉

〒928-0079

輪島市鳳至町畠田99番地3

金沢地方法務局輪島支局

0768-22-0426

【払渡請求専用電話番号】

080-6566-7975 (令和7年7月31日まで)